

第12次江東区交通安全計画（素案）概要版

策定主旨・位置づけ

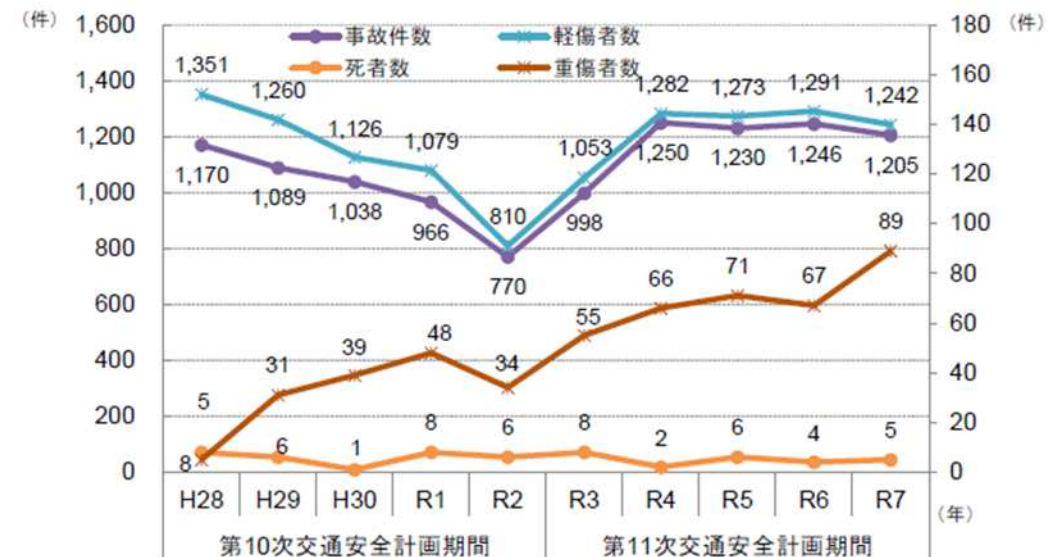
- 交通安全対策基本法に基づき、5年ごとに「江東区交通安全計画」を策定し、区、区内各警察署及び関係行政機関等が一体となって交通安全対策を推進している。
- 第11次江東区交通安全計画（令和3年～令和7年）に引き続き、区内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、更なる交通安全の向上を図るため、第12次江東区交通安全計画を策定する。
- 本計画は、区の交通安全に関する諸施策の大綱であり、国の交通安全基本計画及び東京都の交通安全計画を踏まえるとともに、江東区基本構想や江東区長期計画などの区の各種計画及び国や東京都が定める各種法令などと整合を図りながら策定する。

計画期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年である。

交通事故の発生状況

- 第11次計画期間の交通事故件数は5,929件であり、第10次計画期間から896件増加した。
- 第11次計画期間中の死者数は25人で、第10次計画期間中の29人と比べて4人減少した。
- 高齢者の交通事故件数・死者数・負傷者数はともに、令和2年を底に増加傾向である。
- こどもが関与する交通事故は、事故件数・負傷者数ともに、第11次計画期間に大きく増加傾向にある。
- 自転車の交通事故は、令和3年以降増加傾向にあり、特に令和4年は過去10年で最多の745件である。
- 第11次計画期間中の交通事故死者数に占める二輪車の割合は44%と高い。
- 第11次計画期間中に31件の飲酒事故が発生した。



※第3章の事故件数は毎年1月1日～12月31日の集計値となります。
※平成29年より「重傷者数」の定義が変わり増加しました。

図 第10・11次交通安全計画期間中の区内の交通事故件数等

計画の目標

- 各種施策を効果的かつ効率的に推進し、交通事故全体の発生の抑止、交通事故による死傷者を限りなくゼロに近付け、「交通事故のない安全安心なまち・江東区」の実現を目指す。

重点と主な施策

- 第12次東京都交通安全計画と整合を図り、第11次計画で定めた4つの重点に加え、新たに3項目を加えた7つの重点に取り組む。各種の交通安全施策に取り組むことにより、交通事故件数及び交通事故死傷者数の低減を目指す。

重点1 高齢者及びこどもの交通安全の確保

交通事故うち、高齢者が関与する事故件数は全体の約3割を占めているため、高齢者が安全で快適に歩行できる歩道への改良等、バリアフリー化を含めた交通安全施設の整備・充実や、交通安全教育の推進を図る。

次世代を担うこどものかけがえのない命を交通事故から守っていく対策が必要であるため、交通安全教育を充実させるとともに、学校・警察・道路管理者等の関係機関と連携したハード面での安全対策を実施する。

重点2 自転車の安全利用の推進

自転車に関与する交通事故件数は、第11次計画期間中は全体の約半数を占め、東京都や全国平均と比べて高いことから、自転車の安全走行に必要な交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育や広報活動を推進する。

重点3 二輪車の安全対策の推進

二輪車乗用中の死者数は、交通事故死者数の4割以上を占めているため、被害を軽減するためのヘルメット等の装着促進に向けた啓発などを推進するとともに、取締りの強化に取り組む。

重点4 飲酒運転の根絶

飲酒運転中の事故の致死率は、事故全体の致死率より高いため、重大な事故をもたらす飲酒運転の根絶を目指す。

重点5 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進【新規】

改正道路交通法が施行されたことに伴い、一定の要件を満たす電動キックボード等に新たなルールが適用された。利用者による交通事故実態や違反状況を踏まえ、交通ルールの周知徹底や、交通安全対策の推進、交通指導取締りの強化を図る。

重点6 外国人の交通安全対策の推進【新規】

在留外国人や外国人旅行者等は近年増加しており、外国人が当事者となる交通事故も増加している。リーフレット等を活用した効果的な交通安全教育や広報啓発を強化し、日本の交通ルールやマナーに対する理解の促進に取り組む。

重点7 先進技術の活用【新規】

自動運転等の先進技術について、利用者の過信・誤解を避けるため、理解の促進を図る。また、安全で円滑な社会交通の実現のため、東京都の動向を注視するとともに、先進技術や情報の普及活用を推進する。